

○構内無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件（昭和六十一年郵政省告示第三百七十八号）の一部を改正する件

(傍線部分は改正部分)

改正案			現行		
<p>構内無線局に指定する電波の型式及び周波数並びに空中線電力は、次に掲げる用途の区分に従い、それぞれの表のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 移動体識別（設備規則第二十四条第十五項に規定するものをいう。）用</p>			<p>(同上)</p> <p>一 (同上)</p> <p>二 移動体識別（設備規則第二十四条第十五項に規定するものをいう。）用</p>		
電波の型式	周波数	空中線電力	電波の型式	周波数	空中線電力
(略)	<p>(1) 占有周波数帯幅が二〇〇 kHz 以下のもの</p> <p>九一六・八 MHz、九一八 MHz、九一九・二 MHz、九二〇・四 MHz、九二〇・六 MHz 又は 九二〇・八 MHz</p> <p>(2) 占有周波数帯幅が二〇〇 kHz を超え四〇〇 kHz 以下のもの</p> <p>九二〇・五 MHz 又は 九二〇・七 MHz</p> <p>(3) 占有周波数帯幅が四〇〇 kHz を超え六〇〇 kHz 以下のもの</p> <p>九二〇・六 MHz</p>	(略)	(同上)	九五四・二 MHz	(同上)
(略)	(略)	(略)	(同上)	(同上)	(同上)